

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年10月6日提出
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（毎月決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年4月6日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について有価証券報告書の提出に伴う関係情報の更新等および信託期間延長に伴う所要の変更を行うため、本訂正届出書を提出します。

## 2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。

なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンド状況 5 運用状況」、「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載します。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額は、1,500億円です。

\* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

## 該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
---------------------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回（隔月）	欧州		
	年12回（毎月）	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産（投資信託証券（債券 一般））		アフリカ		
資産複合		中近東（中東）		
		エマージング		

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

#### 該当する属性区分の定義について

その他資産 （投資信託証券 （債券 一般））	投資信託証券（マザーファンド）を通じて、主として債券（一般 <sup>*</sup> ）に投資する。 *一般とは、公債 <sup>*1</sup> 、社債 <sup>*2</sup> 、その他債券 <sup>*3</sup> 属性にあてはまらない全てのものをいう。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
アジア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
オセアニア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

\*1 公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

\*2 社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

\*3 その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

## [ ファンドの目的・特色 ]

## ファンドの目的

安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

**特色 1** 日本を除くアジア諸国・地域とパシフィック諸国のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とし分散投資を行います。

- ◆ 日本を除くアジア諸国・地域への投資は、原則として当ファンドの純資産総額の50%以上とします。
- ◆ ソブリン債券・準ソブリン債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

## 【ソブリン債券】

各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。

また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する国際機関債のほか、当ファンドにおいてはオーストラリア、ニュージーランドの州(地方)政府債等もソブリン債券に含まれます。

## 【準ソブリン債券】

政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。

■ 現在投資しているアジア諸国・地域、パシフィック諸国 (2022年7月29日現在)



※主要投資対象国・地域は外務省が定義する「アジア」および「大洋州」から選定しております。

※資金管理目的で、主要投資対象国・地域以外のソブリン債券(米国債券等)に一部投資することもあります。

※上記の他、米国債券にも一部投資することもあります。

※上記の投資国・地域は将来変更となる可能性があります。

- ◆ 自国通貨建債券のほか、米ドル建債券等の外国通貨建債券にも投資します。



## 特色2

ソブリン債券・準ソブリン債券からの安定した利子収入の確保および  
信託財産の成長を目指して運用を行います。

### 債券戦略

- 債券見直し(金利水準・金利見直し・信用力等)を考慮し、投資を行います。  
利子収入期待の高い国・地域の債券への投資配分を高めます。

### 通貨戦略

- 為替見直しを考慮し、投資を行います。  
通貨上昇期待の高い通貨への投資配分を高めます。
- ◆ 直物為替先渡取引(NDF)等を活用し、為替差益の獲得を目指することがあります。

#### 【直物為替先渡取引(NDF)】

一種の外国為替先渡取引であり、決済時に元本部分の受け渡しを行わずに、取引時に決定した取引レートと決済レートの差および元本により計算した額を、米ドル等に換算して、受け渡しを行う取引です。

・為替取引を行う際、一部の新興国の通貨では、為替取引に関する規制等で機動的に為替予約取引を行えないことがあり、その場合、NDFを活用します。

・NDFの取引価格は、為替予約取引とは異なり、規制等により裁定が働かない場合があるため、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。

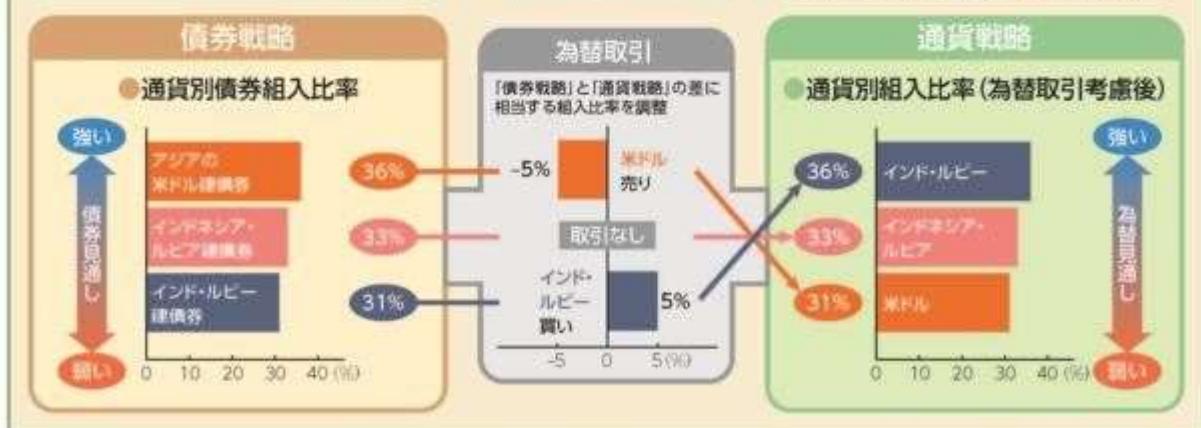
### 主な収益の源泉



債券と為替の見直しを右記と  
仮定した場合のイメージ図

	米ドル	インドネシア・ルピア	インド・ルピー
債券	○	△	×
通貨	×	△	○

左の表は、債券戦略と通貨戦略を簡単に説明するために債券、通貨毎の3通貨間の相対的な投資魅力を、○>△>×の順に表示しています。3通貨の実際の投資魅力とは異なります。



上記は、債券戦略と通貨戦略を簡単に説明するために簡略化した上で図表化したものであり、実際のポートフォリオとは異なります。  
また、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

- ◆ 原則として、対円での為替ヘッジは行いません。

投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

### 特色3

## 毎月決算を行い、収益の分配を行います。

- ◆ 毎月7日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

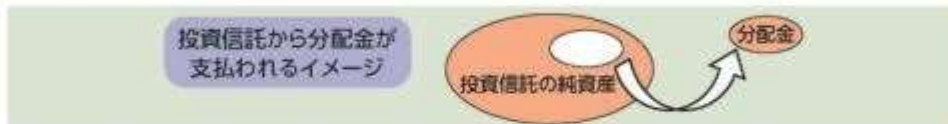
### 収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。  
(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。)

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

### 収益分配金に関する留意事項

- ◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



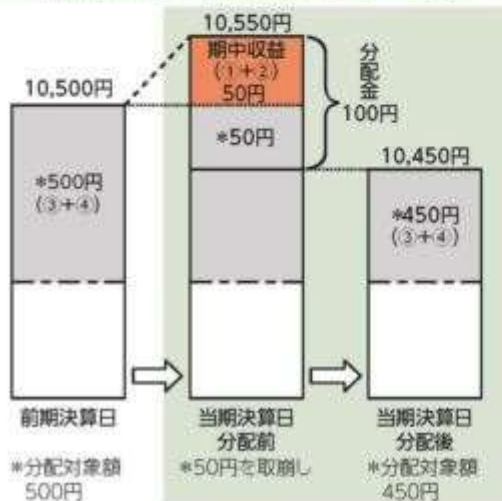
- ◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

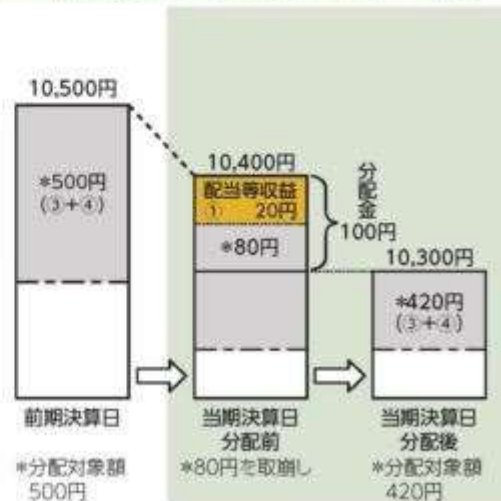
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合



※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

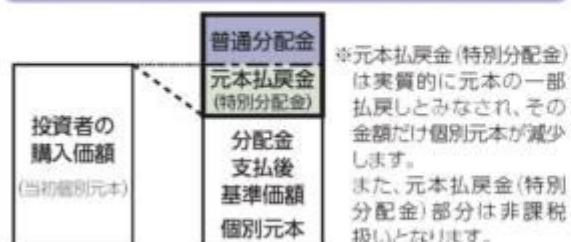
分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

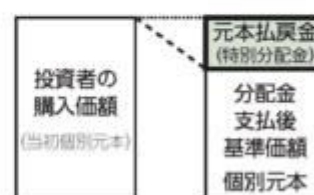


◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。  
元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

## ■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

## ■ 主な投資制限

マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。
ソブリン債券以外への投資	ソブリン債券以外への実質投資は、取得時において、当ファンドの純資産総額の35%以内とします。
同一企業が発行する債券への投資	同一企業が発行する債券への実質投資は、当ファンドの純資産総額の10%以内とします。
同一通貨への投資	同一通貨への実質投資は、取得時において、当ファンドの純資産総額の30%以内とします。
同一国・地域が発行する債券への投資	同一国・地域が発行する債券への実質投資は、取得時において、当ファンドの純資産総額の30%以内とします。

## (2) 【ファンドの沿革】

< 訂正前 >

2009年1月16日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

2015年7月1日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から三菱UFJ国際投信株式会社に承継



2017年10月7日 信託期間を2019年1月7日までから2024年1月5日までに変更

<訂正後>

2009年1月16日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

2015年7月1日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から  
三菱UFJ国際投信株式会社に承継

2017年10月7日 信託期間を2019年1月7日までから2024年1月5日までに変更

2022年10月7日 信託期間を2024年1月5日までから2029年1月5日までに変更

### (3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>

#### 委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

#### 委託会社の概況（2022年1月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日  
1985年8月1日
- ・資本金  
2,000百万円
- ・沿革  
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始  
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更  
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更  
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- ・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

<訂正後>

#### 委託会社と関係法人との契約の概要

	概要

委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

### 委託会社の概況（2022年7月末現在）

- ・ 金融商品取引業者登録番号  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・ 設立年月日  
1985年8月1日
- ・ 資本金  
2,000百万円
- ・ 沿革  
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始  
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更  
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更  
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- ・ 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

## 3【投資リスク】

<更新後>

### (1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

#### 為替変動リスク

ファンドは、主に日本を除くアジア諸国・地域およびパシフィック諸国の通貨建等の有価証券に投資します（ただし、これらに限定されるものではありません。）。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。また、ファンドは一部の通貨について為替取引を行うことがあり、その場合は為替取引後の通貨の変動の影響を受けることとなります。

#### 金利変動リスク

投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

#### 信用リスク（デフォルト・リスク）

債券発行国・地域の債務返済能力等の変化等による格付け（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

#### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

#### カントリー・リスク

債券の発行国・地域の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- a．先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- b．政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- c．海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- d．先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

#### ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

#### カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引、直物為替先渡取引（NDF）等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

#### その他の主な留意点

- a．ファンドでは、一部の通貨について、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（NDF）を利用する場合があります。直物為替先渡取引（NDF）の取引価格は、外国為替予約取引とは異なり、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。
- b．受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- c．法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- d．信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金は行

えないものとし、また、市況動向等により、これ以外にも大口の換金請求に制限を設ける場合があります。

- e. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- f. 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

## (2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、運用管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

### トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

### コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

### リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

### 内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

\* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。



## ■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

### 代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村証券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

## 4【手数料等及び税金】

### (5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

#### 個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

##### 1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

##### 2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

#### 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回って

いる場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2022年1月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### <訂正後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

##### 1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

原則として、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されません。・申告分離課税を選択することもできます。

##### 2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益(譲渡益)が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料(税込)は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一

ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2022年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

### 【アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（毎月決算型）】

#### （1）【投資状況】

令和 4年 7月29日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	7,033,646,192	99.70
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		21,327,009	0.30
純資産総額		7,054,973,201	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### （2）【投資資産】

##### 【投資有価証券の主要銘柄】

##### a 評価額上位30銘柄

令和 4年 7月29日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	アジア・パシフィック・ソブリン・オープン マザーファンド	2,423,640,189	2.8902	7,004,814,935	2.9021	7,033,646,192	99.70

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

##### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率



令和 4年 7月29日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.70
合計	99.70

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### （3）【運用実績】

#### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年7月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第41計算期間末日（平成24年 8月 7日）	49,560,709,612	49,899,540,432	8,776	8,836
第42計算期間末日（平成24年 9月 7日）	44,100,658,628	44,401,611,216	8,792	8,852
第43計算期間末日（平成24年10月 9日）	42,067,801,869	42,351,336,919	8,902	8,962
第44計算期間末日（平成24年11月 7日）	40,348,283,399	40,613,766,152	9,119	9,179
第45計算期間末日（平成24年12月 7日）	38,966,230,469	39,214,328,300	9,424	9,484
第46計算期間末日（平成25年 1月 7日）	39,073,045,904	39,306,786,153	10,030	10,090
第47計算期間末日（平成25年 2月 7日）	39,680,940,323	39,904,203,595	10,664	10,724
第48計算期間末日（平成25年 3月 7日）	38,412,293,786	38,628,213,366	10,674	10,734
第49計算期間末日（平成25年 4月 8日）	39,322,865,510	39,586,428,813	11,190	11,265
第50計算期間末日（平成25年 5月 7日）	39,317,876,652	39,576,785,538	11,389	11,464
第51計算期間末日（平成25年 6月 7日）	36,804,874,863	37,063,071,672	10,691	10,766
第52計算期間末日（平成25年 7月 8日）	34,763,867,133	35,015,457,445	10,363	10,438
第53計算期間末日（平成25年 8月 7日）	32,256,475,300	32,501,971,308	9,854	9,929
第54計算期間末日（平成25年 9月 9日）	30,342,924,941	30,580,567,226	9,576	9,651
第55計算期間末日（平成25年10月 7日）	30,202,463,812	30,435,223,867	9,732	9,807
第56計算期間末日（平成25年11月 7日）	29,918,177,898	30,145,702,050	9,862	9,937
第57計算期間末日（平成25年12月 9日）	29,131,204,265	29,349,364,606	10,015	10,090
第58計算期間末日（平成26年 1月 7日）	26,976,577,068	27,180,381,298	9,927	10,002
第59計算期間末日（平成26年 2月 7日）	25,559,637,619	25,759,091,372	9,611	9,686

第60計算期間末日	(平成26年 3月 7日)	25,836,578,167	26,032,115,291	9,910	9,985
第61計算期間末日	(平成26年 4月 7日)	25,101,203,353	25,290,160,472	9,963	10,038
第62計算期間末日	(平成26年 5月 7日)	24,925,159,293	25,113,674,286	9,916	9,991
第63計算期間末日	(平成26年 6月 9日)	24,461,226,405	24,643,308,085	10,076	10,151
第64計算期間末日	(平成26年 7月 7日)	23,786,605,700	23,965,129,831	9,993	10,068
第65計算期間末日	(平成26年 8月 7日)	23,373,337,410	23,550,547,354	9,892	9,967
第66計算期間末日	(平成26年 9月 8日)	23,726,565,203	23,901,549,631	10,169	10,244
第67計算期間末日	(平成26年10月 7日)	23,749,362,467	23,924,551,551	10,167	10,242
第68計算期間末日	(平成26年11月 7日)	24,694,133,237	24,867,462,134	10,685	10,760
第69計算期間末日	(平成26年12月 8日)	25,110,048,335	25,278,771,302	11,162	11,237
第70計算期間末日	(平成27年 1月 7日)	23,992,995,735	24,161,071,970	10,706	10,781
第71計算期間末日	(平成27年 2月 9日)	24,295,685,666	24,464,351,558	10,803	10,878
第72計算期間末日	(平成27年 3月 9日)	24,182,883,982	24,351,716,857	10,743	10,818
第73計算期間末日	(平成27年 4月 7日)	24,101,050,868	24,269,996,558	10,699	10,774
第74計算期間末日	(平成27年 5月 7日)	23,895,805,548	24,065,595,945	10,555	10,630
第75計算期間末日	(平成27年 6月 8日)	24,569,396,082	24,741,129,684	10,730	10,805
第76計算期間末日	(平成27年 7月 7日)	24,108,157,936	24,282,105,524	10,395	10,470
第77計算期間末日	(平成27年 8月 7日)	23,813,845,953	23,986,763,786	10,329	10,404
第78計算期間末日	(平成27年 9月 7日)	21,258,095,612	21,428,747,177	9,343	9,418
第79計算期間末日	(平成27年10月 7日)	21,411,724,847	21,580,070,305	9,539	9,614
第80計算期間末日	(平成27年11月 9日)	21,590,158,753	21,755,577,369	9,789	9,864
第81計算期間末日	(平成27年12月 7日)	21,103,563,777	21,266,020,525	9,743	9,818
第82計算期間末日	(平成28年 1月 7日)	19,530,406,666	19,689,817,765	9,189	9,264
第83計算期間末日	(平成28年 2月 8日)	19,234,830,670	19,393,036,033	9,119	9,194
第84計算期間末日	(平成28年 3月 7日)	18,839,261,138	18,995,586,403	9,038	9,113
第85計算期間末日	(平成28年 4月 7日)	18,453,394,491	18,608,288,865	8,935	9,010
第86計算期間末日	(平成28年 5月 9日)	17,675,236,703	17,828,534,426	8,648	8,723
第87計算期間末日	(平成28年 6月 7日)	17,425,755,838	17,577,650,106	8,604	8,679
第88計算期間末日	(平成28年 7月 7日)	16,391,779,989	16,542,028,915	8,182	8,257
第89計算期間末日	(平成28年 8月 8日)	16,535,673,157	16,684,163,215	8,352	8,427
第90計算期間末日	(平成28年 9月 7日)	16,378,780,779	16,476,900,939	8,346	8,396
第91計算期間末日	(平成28年10月 7日)	15,852,868,980	15,947,712,939	8,357	8,407
第92計算期間末日	(平成28年11月 7日)	15,297,901,617	15,390,679,913	8,244	8,294
第93計算期間末日	(平成28年12月 7日)	15,773,189,327	15,864,664,575	8,622	8,672
第94計算期間末日	(平成29年 1月10日)	15,508,861,665	15,598,388,537	8,662	8,712
第95計算期間末日	(平成29年 2月 7日)	14,980,403,414	15,068,516,764	8,501	8,551
第96計算期間末日	(平成29年 3月 7日)	14,978,563,882	15,065,959,643	8,569	8,619
第97計算期間末日	(平成29年 4月 7日)	14,621,819,617	14,708,253,115	8,458	8,508
第98計算期間末日	(平成29年 5月 8日)	14,641,527,621	14,726,950,511	8,570	8,620
第99計算期間末日	(平成29年 6月 7日)	14,191,454,597	14,275,223,798	8,471	8,521
第100計算期間末日	(平成29年 7月 7日)	14,253,503,088	14,335,944,992	8,645	8,695
第101計算期間末日	(平成29年 8月 7日)	14,063,344,369	14,145,046,611	8,606	8,656

第102計算期間末日	(平成29年 9月 7日)	13,864,590,684	13,946,139,846	8,501	8,551
第103計算期間末日	(平成29年10月10日)	13,863,214,469	13,944,016,581	8,578	8,628
第104計算期間末日	(平成29年11月 7日)	13,856,339,156	13,936,380,411	8,656	8,706
第105計算期間末日	(平成29年12月 7日)	13,652,214,559	13,731,578,844	8,601	8,651
第106計算期間末日	(平成30年 1月 9日)	13,892,837,901	13,971,701,934	8,808	8,858
第107計算期間末日	(平成30年 2月 7日)	13,281,474,222	13,360,135,521	8,442	8,492
第108計算期間末日	(平成30年 3月 7日)	12,585,046,662	12,663,321,247	8,039	8,089
第109計算期間末日	(平成30年 4月 9日)	12,661,839,066	12,739,452,648	8,157	8,207
第110計算期間末日	(平成30年 5月 7日)	12,346,378,026	12,423,298,219	8,025	8,075
第111計算期間末日	(平成30年 6月 7日)	12,244,004,459	12,320,152,741	8,040	8,090
第112計算期間末日	(平成30年 7月 9日)	11,684,851,646	11,759,869,248	7,788	7,838
第113計算期間末日	(平成30年 8月 7日)	11,464,181,004	11,538,081,685	7,756	7,806
第114計算期間末日	(平成30年 9月 7日)	10,979,609,134	11,052,481,246	7,533	7,583
第115計算期間末日	(平成30年10月 9日)	10,763,151,281	10,834,884,843	7,502	7,552
第116計算期間末日	(平成30年11月 7日)	10,860,178,308	10,931,334,223	7,631	7,681
第117計算期間末日	(平成30年12月 7日)	10,904,089,842	10,974,645,776	7,727	7,777
第118計算期間末日	(平成31年 1月 7日)	10,513,864,152	10,583,897,350	7,506	7,556
第119計算期間末日	(平成31年 2月 7日)	10,723,322,435	10,793,322,495	7,660	7,710
第120計算期間末日	(平成31年 3月 7日)	10,765,022,347	10,834,602,537	7,736	7,786
第121計算期間末日	(平成31年 4月 8日)	10,772,921,031	10,842,056,251	7,791	7,841
第122計算期間末日	(令和 1年 5月 7日)	10,479,169,317	10,547,846,396	7,629	7,679
第123計算期間末日	(令和 1年 6月 7日)	10,359,749,373	10,428,243,806	7,562	7,612
第124計算期間末日	(令和 1年 7月 8日)	10,534,062,160	10,602,134,316	7,737	7,787
第125計算期間末日	(令和 1年 8月 7日)	10,143,481,714	10,211,294,227	7,479	7,529
第126計算期間末日	(令和 1年 9月 9日)	10,217,065,518	10,284,613,435	7,563	7,613
第127計算期間末日	(令和 1年10月 7日)	10,076,020,791	10,142,893,263	7,534	7,584
第128計算期間末日	(令和 1年11月 7日)	10,150,728,877	10,217,036,324	7,654	7,704
第129計算期間末日	(令和 1年12月 9日)	9,993,616,956	10,059,597,484	7,573	7,623
第130計算期間末日	(令和 2年 1月 7日)	9,932,744,214	9,998,137,770	7,595	7,645
第131計算期間末日	(令和 2年 2月 7日)	9,979,846,223	10,018,725,520	7,701	7,731
第132計算期間末日	(令和 2年 3月 9日)	9,160,122,337	9,198,611,363	7,140	7,170
第133計算期間末日	(令和 2年 4月 7日)	8,714,192,123	8,752,342,689	6,852	6,882
第134計算期間末日	(令和 2年 5月 7日)	8,797,480,026	8,835,459,382	6,949	6,979
第135計算期間末日	(令和 2年 6月 8日)	9,421,758,015	9,459,524,194	7,484	7,514
第136計算期間末日	(令和 2年 7月 7日)	9,211,839,198	9,249,348,999	7,368	7,398
第137計算期間末日	(令和 2年 8月 7日)	9,145,535,848	9,182,589,549	7,405	7,435
第138計算期間末日	(令和 2年 9月 7日)	9,153,202,352	9,190,020,648	7,458	7,488
第139計算期間末日	(令和 2年10月 7日)	8,946,280,072	8,982,697,133	7,370	7,400
第140計算期間末日	(令和 2年11月 9日)	8,841,799,175	8,877,795,523	7,369	7,399
第141計算期間末日	(令和 2年12月 7日)	8,816,657,682	8,852,002,574	7,483	7,513
第142計算期間末日	(令和 3年 1月 7日)	8,653,158,887	8,687,778,815	7,498	7,528
第143計算期間末日	(令和 3年 2月 8日)	8,610,706,006	8,644,942,427	7,545	7,575

第144計算期間末日	(令和 3年 3月 8日)	8,398,617,794	8,432,375,273	7,464	7,494
第145計算期間末日	(令和 3年 4月 7日)	8,390,291,168	8,423,902,358	7,489	7,519
第146計算期間末日	(令和 3年 5月 7日)	8,340,444,606	8,362,682,533	7,501	7,521
第147計算期間末日	(令和 3年 6月 7日)	8,219,559,760	8,241,379,698	7,534	7,554
第148計算期間末日	(令和 3年 7月 7日)	8,025,917,784	8,047,489,932	7,441	7,461
第149計算期間末日	(令和 3年 8月10日)	7,901,337,792	7,922,645,862	7,416	7,436
第150計算期間末日	(令和 3年 9月 7日)	7,872,756,776	7,893,881,368	7,454	7,474
第151計算期間末日	(令和 3年10月 7日)	7,688,872,780	7,709,791,539	7,351	7,371
第152計算期間末日	(令和 3年11月 8日)	7,659,554,778	7,680,030,090	7,482	7,502
第153計算期間末日	(令和 3年12月 7日)	7,378,048,916	7,398,138,187	7,345	7,365
第154計算期間末日	(令和 4年 1月 7日)	7,425,349,647	7,445,240,767	7,466	7,486
第155計算期間末日	(令和 4年 2月 7日)	7,258,581,960	7,278,335,534	7,349	7,369
第156計算期間末日	(令和 4年 3月 7日)	7,155,677,297	7,175,303,214	7,292	7,312
第157計算期間末日	(令和 4年 4月 7日)	7,391,051,125	7,410,365,901	7,653	7,673
第158計算期間末日	(令和 4年 5月 9日)	7,210,199,174	7,229,258,934	7,566	7,586
第159計算期間末日	(令和 4年 6月 7日)	7,244,518,173	7,263,367,617	7,687	7,707
第160計算期間末日	(令和 4年 7月 7日)	7,123,150,899	7,141,745,208	7,662	7,682
	令和 3年 7月末日	7,883,527,380		7,391	
	8月末日	7,889,670,998		7,450	
	9月末日	7,776,270,667		7,415	
	10月末日	7,743,560,568		7,520	
	11月末日	7,474,842,231		7,412	
	12月末日	7,495,114,906		7,531	
	令和 4年 1月末日	7,290,376,989		7,369	
	2月末日	7,228,480,918		7,346	
	3月末日	7,420,540,397		7,652	
	4月末日	7,297,916,764		7,642	
	5月末日	7,138,013,317		7,528	
	6月末日	7,171,166,976		7,699	
	7月末日	7,054,973,201		7,685	

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第41計算期間	60円
第42計算期間	60円
第43計算期間	60円
第44計算期間	60円
第45計算期間	60円
第46計算期間	60円
第47計算期間	60円
第48計算期間	60円



第49計算期間	75円
第50計算期間	75円
第51計算期間	75円
第52計算期間	75円
第53計算期間	75円
第54計算期間	75円
第55計算期間	75円
第56計算期間	75円
第57計算期間	75円
第58計算期間	75円
第59計算期間	75円
第60計算期間	75円
第61計算期間	75円
第62計算期間	75円
第63計算期間	75円
第64計算期間	75円
第65計算期間	75円
第66計算期間	75円
第67計算期間	75円
第68計算期間	75円
第69計算期間	75円
第70計算期間	75円
第71計算期間	75円
第72計算期間	75円
第73計算期間	75円
第74計算期間	75円
第75計算期間	75円
第76計算期間	75円
第77計算期間	75円
第78計算期間	75円
第79計算期間	75円
第80計算期間	75円
第81計算期間	75円
第82計算期間	75円
第83計算期間	75円
第84計算期間	75円
第85計算期間	75円
第86計算期間	75円
第87計算期間	75円
第88計算期間	75円
第89計算期間	75円
第90計算期間	50円
第91計算期間	50円

第92計算期間	50円
第93計算期間	50円
第94計算期間	50円
第95計算期間	50円
第96計算期間	50円
第97計算期間	50円
第98計算期間	50円
第99計算期間	50円
第100計算期間	50円
第101計算期間	50円
第102計算期間	50円
第103計算期間	50円
第104計算期間	50円
第105計算期間	50円
第106計算期間	50円
第107計算期間	50円
第108計算期間	50円
第109計算期間	50円
第110計算期間	50円
第111計算期間	50円
第112計算期間	50円
第113計算期間	50円
第114計算期間	50円
第115計算期間	50円
第116計算期間	50円
第117計算期間	50円
第118計算期間	50円
第119計算期間	50円
第120計算期間	50円
第121計算期間	50円
第122計算期間	50円
第123計算期間	50円
第124計算期間	50円
第125計算期間	50円
第126計算期間	50円
第127計算期間	50円
第128計算期間	50円
第129計算期間	50円
第130計算期間	50円
第131計算期間	30円
第132計算期間	30円
第133計算期間	30円
第134計算期間	30円

第135計算期間	30円
第136計算期間	30円
第137計算期間	30円
第138計算期間	30円
第139計算期間	30円
第140計算期間	30円
第141計算期間	30円
第142計算期間	30円
第143計算期間	30円
第144計算期間	30円
第145計算期間	30円
第146計算期間	20円
第147計算期間	20円
第148計算期間	20円
第149計算期間	20円
第150計算期間	20円
第151計算期間	20円
第152計算期間	20円
第153計算期間	20円
第154計算期間	20円
第155計算期間	20円
第156計算期間	20円
第157計算期間	20円
第158計算期間	20円
第159計算期間	20円
第160計算期間	20円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第41計算期間	0.44
第42計算期間	0.86
第43計算期間	1.93
第44計算期間	3.11
第45計算期間	4.00
第46計算期間	7.06
第47計算期間	6.91
第48計算期間	0.65
第49計算期間	5.53
第50計算期間	2.44
第51計算期間	5.47
第52計算期間	2.36

第53計算期間	4.18
第54計算期間	2.06
第55計算期間	2.41
第56計算期間	2.10
第57計算期間	2.31
第58計算期間	0.12
第59計算期間	2.42
第60計算期間	3.89
第61計算期間	1.29
第62計算期間	0.28
第63計算期間	2.36
第64計算期間	0.07
第65計算期間	0.26
第66計算期間	3.55
第67計算期間	0.71
第68計算期間	5.83
第69計算期間	5.16
第70計算期間	3.41
第71計算期間	1.60
第72計算期間	0.13
第73計算期間	0.28
第74計算期間	0.64
第75計算期間	2.36
第76計算期間	2.42
第77計算期間	0.08
第78計算期間	8.81
第79計算期間	2.90
第80計算期間	3.40
第81計算期間	0.29
第82計算期間	4.91
第83計算期間	0.05
第84計算期間	0.06
第85計算期間	0.30
第86計算期間	2.37
第87計算期間	0.35
第88計算期間	4.03
第89計算期間	2.99
第90計算期間	0.52
第91計算期間	0.73
第92計算期間	0.75
第93計算期間	5.19
第94計算期間	1.04
第95計算期間	1.28



第96計算期間	1.38
第97計算期間	0.71
第98計算期間	1.91
第99計算期間	0.57
第100計算期間	2.64
第101計算期間	0.12
第102計算期間	0.63
第103計算期間	1.49
第104計算期間	1.49
第105計算期間	0.05
第106計算期間	2.98
第107計算期間	3.58
第108計算期間	4.18
第109計算期間	2.08
第110計算期間	1.00
第111計算期間	0.80
第112計算期間	2.51
第113計算期間	0.23
第114計算期間	2.23
第115計算期間	0.25
第116計算期間	2.38
第117計算期間	1.91
第118計算期間	2.21
第119計算期間	2.71
第120計算期間	1.64
第121計算期間	1.35
第122計算期間	1.43
第123計算期間	0.22
第124計算期間	2.97
第125計算期間	2.68
第126計算期間	1.79
第127計算期間	0.27
第128計算期間	2.25
第129計算期間	0.40
第130計算期間	0.95
第131計算期間	1.79
第132計算期間	6.89
第133計算期間	3.61
第134計算期間	1.85
第135計算期間	8.13
第136計算期間	1.14
第137計算期間	0.90
第138計算期間	1.12

第139計算期間	0.77
第140計算期間	0.39
第141計算期間	1.95
第142計算期間	0.60
第143計算期間	1.02
第144計算期間	0.67
第145計算期間	0.73
第146計算期間	0.42
第147計算期間	0.70
第148計算期間	0.96
第149計算期間	0.06
第150計算期間	0.78
第151計算期間	1.11
第152計算期間	2.05
第153計算期間	1.56
第154計算期間	1.91
第155計算期間	1.29
第156計算期間	0.50
第157計算期間	5.22
第158計算期間	0.87
第159計算期間	1.86
第160計算期間	0.06

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

#### （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第41計算期間	634,272,124	1,561,031,299	56,471,803,336
第42計算期間	230,776,417	6,543,814,922	50,158,764,831
第43計算期間	212,398,047	3,115,321,101	47,255,841,777
第44計算期間	226,275,908	3,234,992,116	44,247,125,569
第45計算期間	274,647,203	3,172,134,213	41,349,638,559
第46計算期間	372,823,754	2,765,754,092	38,956,708,221
第47計算期間	962,168,834	2,708,331,573	37,210,545,482
第48計算期間	898,097,997	2,122,046,679	35,986,596,800
第49計算期間	1,069,348,220	1,914,171,277	35,141,773,743
第50計算期間	712,832,360	1,333,421,174	34,521,184,929
第51計算期間	1,361,366,437	1,456,310,156	34,426,241,210
第52計算期間	495,874,568	1,376,740,833	33,545,374,945
第53計算期間	238,609,602	1,051,183,436	32,732,801,111
第54計算期間	238,646,062	1,285,809,109	31,685,638,064
第55計算期間	268,975,951	919,939,950	31,034,674,065

第56計算期間	139,684,423	837,804,847	30,336,553,641
第57計算期間	251,711,155	1,500,219,252	29,088,045,544
第58計算期間	255,690,710	2,169,838,804	27,173,897,450
第59計算期間	231,632,294	811,695,948	26,593,833,796
第60計算期間	156,955,352	679,172,507	26,071,616,641
第61計算期間	209,574,438	1,086,908,497	25,194,282,582
第62計算期間	399,189,323	458,139,489	25,135,332,416
第63計算期間	220,683,804	1,078,458,882	24,277,557,338
第64計算期間	249,773,807	724,113,629	23,803,217,516
第65計算期間	344,860,017	520,084,899	23,627,992,634
第66計算期間	350,802,320	647,537,840	23,331,257,114
第67計算期間	578,717,937	551,430,433	23,358,544,618
第68計算期間	379,553,953	627,578,948	23,110,519,623
第69計算期間	448,466,019	1,062,589,922	22,496,395,720
第70計算期間	432,253,374	518,484,350	22,410,164,744
第71計算期間	437,492,890	358,871,958	22,488,785,676
第72計算期間	404,282,496	382,018,122	22,511,050,050
第73計算期間	523,899,953	508,857,938	22,526,092,065
第74計算期間	439,603,423	326,975,846	22,638,719,642
第75計算期間	726,626,238	467,532,249	22,897,813,631
第76計算期間	739,726,434	444,528,200	23,193,011,865
第77計算期間	295,172,495	432,473,212	23,055,711,148
第78計算期間	140,086,128	442,255,235	22,753,542,041
第79計算期間	110,080,189	417,561,139	22,446,061,091
第80計算期間	78,997,147	469,242,735	22,055,815,503
第81計算期間	113,904,013	508,819,651	21,660,899,865
第82計算期間	105,825,918	511,912,524	21,254,813,259
第83計算期間	147,442,017	308,206,749	21,094,048,527
第84計算期間	100,407,206	351,087,028	20,843,368,705
第85計算期間	142,964,061	333,749,500	20,652,583,266
第86計算期間	87,762,879	300,649,658	20,439,696,487
第87計算期間	151,271,420	338,398,781	20,252,569,126
第88計算期間	90,257,551	309,636,493	20,033,190,184
第89計算期間	122,842,100	357,357,763	19,798,674,521
第90計算期間	99,235,648	273,878,059	19,624,032,110
第91計算期間	71,915,869	727,156,099	18,968,791,880
第92計算期間	55,613,533	468,746,159	18,555,659,254
第93計算期間	122,553,074	383,162,579	18,295,049,749
第94計算期間	88,933,263	478,608,424	17,905,374,588
第95計算期間	96,364,487	379,068,925	17,622,670,150
第96計算期間	54,526,420	198,044,176	17,479,152,394
第97計算期間	77,025,373	269,478,156	17,286,699,611
第98計算期間	47,258,598	249,380,065	17,084,578,144

第99計算期間	89,730,378	420,468,177	16,753,840,345
第100計算期間	88,451,413	353,910,764	16,488,380,994
第101計算期間	89,451,421	237,383,854	16,340,448,561
第102計算期間	149,594,671	180,210,762	16,309,832,470
第103計算期間	103,031,314	252,441,354	16,160,422,430
第104計算期間	87,494,077	239,665,441	16,008,251,066
第105計算期間	108,769,341	244,163,319	15,872,857,088
第106計算期間	130,569,653	230,620,026	15,772,806,715
第107計算期間	146,694,329	187,241,184	15,732,259,860
第108計算期間	74,887,497	152,230,266	15,654,917,091
第109計算期間	78,713,161	210,913,768	15,522,716,484
第110計算期間	55,341,971	194,019,761	15,384,038,694
第111計算期間	58,784,730	213,166,889	15,229,656,535
第112計算期間	57,307,569	283,443,598	15,003,520,506
第113計算期間	41,832,479	265,216,626	14,780,136,359
第114計算期間	40,173,657	245,887,591	14,574,422,425
第115計算期間	41,033,423	268,743,291	14,346,712,557
第116計算期間	36,258,064	151,787,501	14,231,183,120
第117計算期間	42,707,221	162,703,439	14,111,186,902
第118計算期間	67,725,104	172,272,234	14,006,639,772
第119計算期間	95,836,747	102,464,487	14,000,012,032
第120計算期間	59,352,595	143,326,579	13,916,038,048
第121計算期間	102,079,478	191,073,364	13,827,044,162
第122計算期間	43,926,643	135,554,867	13,735,415,938
第123計算期間	118,398,322	154,927,497	13,698,886,763
第124計算期間	73,003,654	157,459,144	13,614,431,273
第125計算期間	146,277,693	198,206,281	13,562,502,685
第126計算期間	45,474,121	98,393,387	13,509,583,419
第127計算期間	45,657,034	180,745,965	13,374,494,488
第128計算期間	50,864,868	163,869,814	13,261,489,542
第129計算期間	129,829,113	195,212,964	13,196,105,691
第130計算期間	56,008,746	173,403,087	13,078,711,350
第131計算期間	66,289,034	185,234,519	12,959,765,865
第132計算期間	57,297,098	187,387,501	12,829,675,462
第133計算期間	43,010,680	155,830,603	12,716,855,539
第134計算期間	30,954,571	88,024,497	12,659,785,613
第135計算期間	25,134,504	96,193,534	12,588,726,583
第136計算期間	20,165,476	105,625,019	12,503,267,040
第137計算期間	38,753,680	190,787,003	12,351,233,717
第138計算期間	44,011,577	122,479,632	12,272,765,662
第139計算期間	24,841,950	158,587,248	12,139,020,364
第140計算期間	24,377,909	164,615,604	11,998,782,669
第141計算期間	20,054,418	237,206,171	11,781,630,916

第142計算期間	25,549,081	267,203,958	11,539,976,039
第143計算期間	33,811,554	161,647,187	11,412,140,406
第144計算期間	19,575,504	179,222,842	11,252,493,068
第145計算期間	36,861,883	85,624,635	11,203,730,316
第146計算期間	31,790,629	116,557,180	11,118,963,765
第147計算期間	21,661,864	230,656,238	10,909,969,391
第148計算期間	19,183,198	143,078,299	10,786,074,290
第149計算期間	14,420,108	146,459,348	10,654,035,050
第150計算期間	28,500,207	120,239,227	10,562,296,030
第151計算期間	14,970,399	117,886,768	10,459,379,661
第152計算期間	14,108,456	235,831,830	10,237,656,287
第153計算期間	11,948,397	204,969,075	10,044,635,609
第154計算期間	15,424,809	114,500,152	9,945,560,266
第155計算期間	11,364,614	80,137,791	9,876,787,089
第156計算期間	12,919,353	76,747,804	9,812,958,638
第157計算期間	12,956,478	168,526,890	9,657,388,226
第158計算期間	10,635,965	138,144,103	9,529,880,088
第159計算期間	11,214,675	116,372,485	9,424,722,278
第160計算期間	13,699,252	141,266,908	9,297,154,622

（参考）

アジア・パシフィック・ソブリン・オープン マザーファンド

投資状況

令和 4年 7月29日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（%）
国債証券	マレーシア	926,724,061	12.69
	インドネシア	872,029,620	11.94
	インド	780,088,241	10.68
	シンガポール	603,063,969	8.26
	フィリピン	559,263,829	7.66
	韓国	469,904,278	6.44
	オーストラリア	450,686,178	6.17
	中国	435,584,428	5.97
	タイ	421,745,594	5.78
	ニュージーランド	224,503,329	3.08
	アメリカ	53,839,786	0.74
	小計	5,797,433,313	79.41
地方債証券	ニュージーランド	494,751,389	6.78
特殊債券	オーストラリア	235,981,020	3.23

	中国	203,916,324	2.79
	小計	439,897,344	6.03
社債券	アメリカ	275,645,421	3.78
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		293,132,327	4.00
純資産総額		7,300,859,794	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## その他の資産の投資状況

令和 4年 7月29日現在

（単位：円）

資産の種類	建別	国/地域	時価合計	投資比率（%）
債券先物取引	売建	アメリカ	153,076,809	2.10

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年 7月29日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
インド	国債証券	8.28 INDIA GOVT 320215	250,000,000	180.51	451,289,608	180.71	451,775,000	8.280000	2032/2/15	6.19
フィリピン	国債証券	6.25 PHILIPPI(GL) 360114	190,000,000	234.03	444,664,365	232.19	441,165,873	6.250000	2036/1/14	6.04
インドネシア	国債証券	6.625 INDONESIA 330515	50,000,000,000	0.86	430,202,500	0.86	430,839,500	6.625000	2033/5/15	5.90
中国	国債証券	2.68 CHINA GOVT 300521	20,000,000	1,961.28	392,256,798	1,974.80	394,960,994	2.680000	2030/5/21	5.41
マレーシア	国債証券	4.642 MALAYSIAGOV 331107	12,000,000	3,052.72	366,326,787	3,163.56	379,627,357	4.642000	2033/11/7	5.20
タイ	国債証券	3.775 THAILAND 320625	70,000,000	401.92	281,345,370	405.11	283,579,784	3.775000	2032/6/25	3.88
韓国	国債証券	1.5 KOREA TREASUR 301210	3,000,000,000	8.94	268,420,879	9.07	272,174,436	1.500000	2030/12/10	3.73
ニュージーランド	地方債証券	3.338 AUCKLAND 260727	3,000,000	8,245.80	247,374,092	8,253.89	247,616,865	3.338000	2026/7/27	3.39
ニュージーランド	地方債証券	3.5 NZ LOCAL GOV 330414	3,100,000	7,885.77	244,458,979	7,972.08	247,134,524	3.500000	2033/4/14	3.39
マレーシア	国債証券	3.885 MALAYSIAGOV 290815	8,000,000	2,970.18	237,614,726	3,014.14	241,131,975	3.885000	2029/8/15	3.30
シンガポール	国債証券	3.375 SINGAPORGOV 330901	2,200,000	10,243.80	225,363,601	10,349.16	227,681,626	3.375000	2033/9/1	3.12
シンガポール	国債証券	2.875SINGAPORGOVT 300901	2,000,000	9,834.04	196,680,960	9,882.82	197,656,560	2.875000	2030/9/1	2.71



インドネシア	国債証券	7 INDONESIA 270515	20,000,000,000	0.93	187,277,999	0.91	183,545,762	7.000000	2027/5/15	2.51
マレーシア	国債証券	3.899 MALAYSIAGOV 271116	6,000,000	3,007.56	180,454,003	3,042.13	182,528,267	3.899000	2027/11/16	2.50
インドネシア	国債証券	6.125 INDONESIA 280515	20,000,000,000	0.89	178,724,000	0.87	175,717,058	6.125000	2028/5/15	2.41
インド	国債証券	7.59 INDIA GOVT 290320	100,000,000	173.14	173,145,000	173.37	173,378,121	7.590000	2029/3/20	2.37
オーストラリア	国債証券	2.5 AUST GOVT 300521	1,900,000	8,890.90	168,927,113	9,009.52	171,180,974	2.500000	2030/5/21	2.34
インド	国債証券	5.79 INDIA GOVT 300511	100,000,000	155.06	155,062,732	154.93	154,935,120	5.790000	2030/5/11	2.12
オーストラリア	特殊債券	2 WEST AUST TREAS 341024	2,000,000	7,539.18	150,783,668	7,679.89	153,597,838	2.000000	2034/10/24	2.10
オーストラリア	国債証券	0.25 AUST GOVT 241121	1,700,000	8,895.06	151,216,055	8,901.59	151,327,151	0.250000	2024/11/21	2.07
ニュージーランド	国債証券	1.5 NZ GOVT 310515	2,000,000	7,144.50	142,890,098	7,203.34	144,066,844	1.500000	2031/5/15	1.97
中国	特殊債券	3.18 CHINA DEV 260405	7,000,000	2,020.05	141,403,590	2,028.86	142,020,527	3.180000	2026/4/5	1.95
アメリカ	社債券	6.15 POWER FIN 281206	1,000,000	14,193.82	141,938,206	14,080.25	140,802,546	6.150000	2028/12/6	1.93
タイ	国債証券	1.6 THAILAND 291217	40,000,000	343.01	137,204,564	345.41	138,165,810	1.600000	2029/12/17	1.89
アメリカ	社債券	5.25 POWER FIN 280810	1,000,000	13,526.22	135,262,293	13,484.28	134,842,875	5.250000	2028/8/10	1.85
オーストラリア	国債証券	3.25 AUST GOVT 390621	1,400,000	8,963.53	125,489,535	9,155.57	128,178,053	3.250000	2039/6/21	1.76
フィリピン	国債証券	3.9 PHILIPPIN(GL) 221126	50,000,000	233.80	116,901,493	236.19	118,097,956	3.900000	2022/11/26	1.62
韓国	国債証券	2.625 KOREA TREAS 280610	1,000,000,000	9.98	99,836,501	10.08	100,882,278	2.625000	2028/6/10	1.38
韓国	国債証券	1.5 KOREA TREASUR 261210	1,000,000,000	9.61	96,163,510	9.68	96,847,564	1.500000	2026/12/10	1.33
マレーシア	国債証券	4.392 MALAYSIAGOV 260415	3,000,000	3,084.08	92,522,520	3,093.63	92,808,988	4.392000	2026/4/15	1.27

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 4年 7月29日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	79.41
地方債証券	6.78
特殊債券	6.03
社債券	3.78
合計	95.98

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額(円)	評価金額	評価金額(円)	投資比率(%)
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	NOTE5Y 2209	売建	10	アメリカドル	1,125,546.9	151,509,868	1,137,187.5	153,076,809	2.10

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

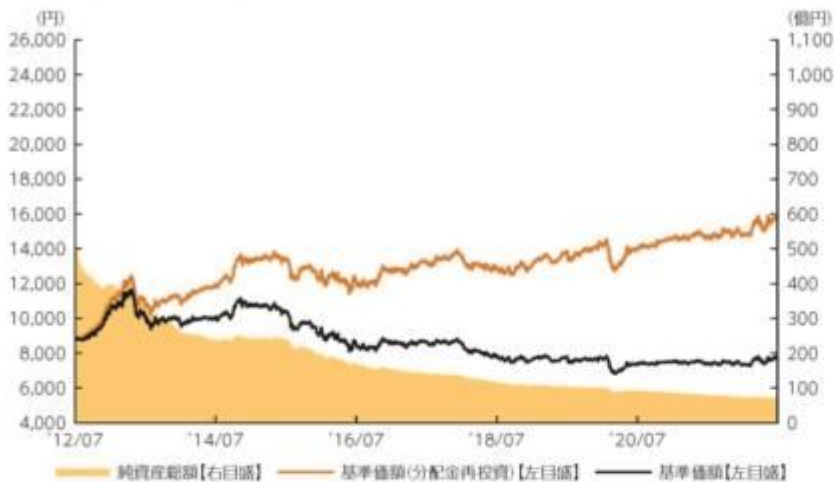
## 参考情報



## 運用実績

2022年7月29日現在

### ■ 基準価額・純資産の推移 2012年7月31日～2022年7月29日



- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

### ■ 基準価額・純資産

基準価額	7,685円
純資産総額	70.5億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

### ■ 分配の推移

2022年7月	20円
2022年6月	20円
2022年5月	20円
2022年4月	20円
2022年3月	20円
2022年2月	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	10,495円

・分配金は1万口当たり、税引前

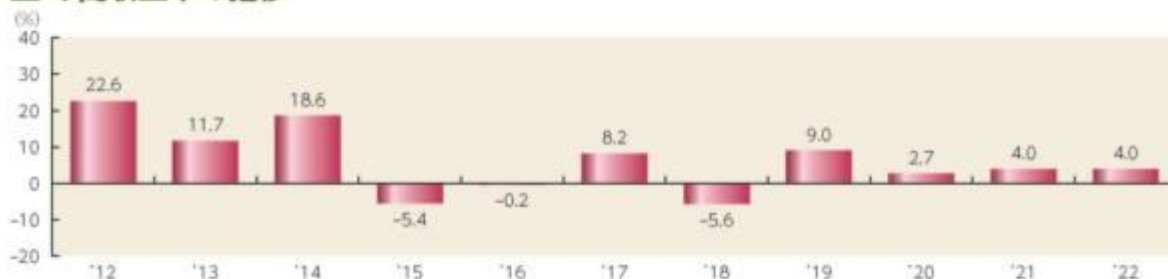
### ■ 主要な資産の状況

種別構成	比率	組入上位資産	比率	組入上位銘柄	種別	国・地域	比率
国債	79.2%	1 インドネシアルピア	13.1%	1 8.28 INDIA GOVT 320215	国債	インド	6.2%
地方債	6.8%	2 マレーシアリンギット	12.8%	2 6.25 PHILIPPI(GL) 360114	国債	フィリピン	6.0%
特殊債	6.0%	3 シンガポールドル	12.1%	3 6.625 INDONESIA 330515	国債	インドネシア	5.9%
社債	3.8%	4 インドルピー	10.9%	4 2.68 CHINA GOVT 300521	国債	中国	5.4%
		5 ニュージーランドドル	9.9%	5 4.642 MALAYSIAGOV 331107	国債	マレーシア	5.2%
		6 オーストラリアドル	9.4%	6 3.775 THAILAND 320625	国債	タイ	3.9%
		7 フィリピンペソ	7.9%	7 1.5 KOREA TREASUR 301210	国債	韓国	3.7%
コールローン他 (負債控除後)	4.2%	8 アメリカドル	7.1%	8 3.338 AUCKLAND 260727	地方債	ニュージーランド	3.4%
合計	100.0%	9 韓国ウォン	6.5%	9 3.5 NZ LOCAL GOV 330414	地方債	ニュージーランド	3.4%
		10 タイバーツ	5.8%	10 3.885 MALAYSIAGOV 290815	国債	マレーシア	3.3%

その他資産の状況	比率
債券先物取引（売建）	-2.1%

- ・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・社債には政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券が含まれています。
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- ・「国・地域」は、原則として、リスク所在国を記載しています。

### ■ 年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2022年は年初から7月29日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 3【資産管理等の概要】

## (3)【信託期間】

## &lt;訂正前&gt;

2024年1月5日まで(2009年1月16日設定)

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。  
また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

## &lt;訂正後&gt;

2029年1月5日まで(2009年1月16日設定)

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。  
また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

## 第3【ファンドの経理状況】

- 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和4年1月8日から令和4年7月7日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（毎月決算型）】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [ 令和4年1月7日現在 ]	当期 [ 令和4年7月7日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	54,300,795	49,693,616
親投資信託受益証券	7,402,926,627	7,101,906,841
未収入金	3,304,997	2,280,712
流動資産合計	7,460,532,419	7,153,881,169
<b>資産合計</b>	<b>7,460,532,419</b>	<b>7,153,881,169</b>
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	19,891,120	18,594,309
未払解約金	4,839,449	2,395,899
未払受託者報酬	277,985	259,043
未払委託者報酬	10,146,335	9,455,037
未払利息	96	88
その他未払費用	27,787	25,894
流動負債合計	35,182,772	30,730,270
<b>負債合計</b>	<b>35,182,772</b>	<b>30,730,270</b>
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	9,945,560,266	9,297,154,622
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,520,210,619	2,174,003,723
（分配準備積立金）	3,742,361	791,201
元本等合計	7,425,349,647	7,123,150,899
<b>純資産合計</b>	<b>7,425,349,647</b>	<b>7,123,150,899</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>7,460,532,419</b>	<b>7,153,881,169</b>

## (2)【損益及び剰余金計算書】

	前期		当期	
	自 至	令和3年 令和4年	7月8日 1月7日	7月8日 1月7日
営業収益				
有価証券売買等損益			212,658,416	361,855,306
営業収益合計			212,658,416	361,855,306
営業費用				
支払利息			9,533	8,851
受託者報酬			1,713,206	1,582,360
委託者報酬			62,531,806	57,755,991
その他費用			171,257	158,179
営業費用合計			64,425,802	59,505,381
営業利益又は営業損失（ ）			148,232,614	302,349,925
経常利益又は経常損失（ ）			148,232,614	302,349,925
当期純利益又は当期純損失（ ）			148,232,614	302,349,925
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）			2,536,648	2,969,309
期首剰余金又は期首欠損金（ ）			2,760,156,506	2,520,210,619
剰余金増加額又は欠損金減少額			243,576,825	180,192,231
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額			243,576,825	180,192,231
剰余金減少額又は欠損金増加額			25,519,780	18,168,171
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額			25,519,780	18,168,171
分配金			123,807,124	115,197,780
期末剰余金又は期末欠損金（ ）			2,520,210,619	2,174,003,723

### （3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期	当期
	[令和4年1月7日現在]	[令和4年7月7日現在]
1. 期首元本額	10,786,074,290円	9,945,560,266円
期中追加設定元本額	99,372,376円	72,790,337円
期中一部解約元本額	939,886,400円	721,195,981円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	2,520,210,619円	2,174,003,723円
3. 受益権の総数	9,945,560,266口	9,297,154,622口



## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 3年 7月 8日 至 令和 4年 1月 7日			当期 自 令和 4年 1月 8日 至 令和 4年 7月 7日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
第149期 令和 3年 7月 8日 令和 3年 8月10日			第155期 令和 4年 1月 8日 令和 4年 2月 7日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	18,646,506円	費用控除後の配当等収益額	A	14,585,550円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	298,831,630円	収益調整金額	C	266,327,943円
分配準備積立金額	D	1,000,807円	分配準備積立金額	D	3,819,712円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	318,478,943円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	284,733,205円
当ファンドの期末残存口数	F	10,654,035,050口	当ファンドの期末残存口数	F	9,876,787,089口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	298円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	288円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	21,308,070円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	19,753,574円
第150期 令和 3年 8月11日 令和 3年 9月 7日			第156期 令和 4年 2月 8日 令和 4年 3月 7日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	21,429,012円	費用控除後の配当等収益額	A	14,176,281円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	294,188,147円	収益調整金額	C	262,664,607円
分配準備積立金額	D	530,715円	分配準備積立金額	D	647,208円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	316,147,874円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	277,488,096円
当ファンドの期末残存口数	F	10,562,296,030口	当ファンドの期末残存口数	F	9,812,958,638口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	299円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	282円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	21,124,592円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	19,625,917円
第151期 令和 3年 9月 8日 令和 3年10月 7日			第157期 令和 4年 3月 8日 令和 4年 4月 7日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14,034,265円	費用控除後の配当等収益額	A	24,480,090円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	291,348,093円	収益調整金額	C	253,697,568円

前期 自 令和 3年 7月 8日 至 令和 4年 1月 7日			当期 自 令和 4年 1月 8日 至 令和 4年 7月 7日		
分配準備積立金額	D	965,729円	分配準備積立金額	D	123,893円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	306,348,087円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	278,301,551円
当ファンドの期末残存口数	F	10,459,379,661口	当ファンドの期末残存口数	F	9,657,388,226口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	292円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	288円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	20,918,759円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	19,314,776円
第152期 令和 3年10月 8日 令和 3年11月 8日			第158期 令和 4年 4月 8日 令和 4年 5月 9日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	24,901,315円	費用控除後の配当等収益額	A	14,312,496円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	279,054,355円	収益調整金額	C	250,371,633円
分配準備積立金額	D	353,103円	分配準備積立金額	D	5,320,141円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	304,308,773円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	270,004,270円
当ファンドの期末残存口数	F	10,237,656,287口	当ファンドの期末残存口数	F	9,529,880,088口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	297円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	283円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	20,475,312円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	19,059,760円
第153期 令和 3年11月 9日 令和 3年12月 7日			第159期 令和 4年 5月10日 令和 4年 6月 7日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,176,714円	費用控除後の配当等収益額	A	21,870,911円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	273,818,192円	収益調整金額	C	247,629,665円
分配準備積立金額	D	4,843,257円	分配準備積立金額	D	639,900円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	291,838,163円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	270,140,476円
当ファンドの期末残存口数	F	10,044,635,609口	当ファンドの期末残存口数	F	9,424,722,278口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	290円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	286円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	20,089,271円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	18,849,444円
第154期 令和 3年12月 8日 令和 4年 1月 7日			第160期 令和 4年 6月 8日 令和 4年 7月 7日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	22,688,540円	費用控除後の配当等収益額	A	12,844,230円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円

前期 自 令和 3年 7月 8日 至 令和 4年 1月 7日			当期 自 令和 4年 1月 8日 至 令和 4年 7月 7日		
収益調整金額	C	268,157,663円	収益調整金額	C	244,307,492円
分配準備積立金額	D	944,941円	分配準備積立金額	D	3,752,133円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	291,791,144円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	260,903,855円
当ファンドの期末残存口数	F	9,945,560,266口	当ファンドの期末残存口数	F	9,297,154,622口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	293円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	280円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	19,891,120円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	18,594,309円

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年 7月 8日 至 令和 4年 1月 7日	当期 自 令和 4年 1月 8日 至 令和 4年 7月 7日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期	当期
	[ 令和 4年 1月 7日現在 ]	[ 令和 4年 7月 7日現在 ]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	( 1 ) 有価証券 売買目的有価証券は、( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ) に記載しております。 ( 2 ) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 ( 3 ) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 ( コールローン等 ) は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	( 1 ) 有価証券 同左 ( 2 ) デリバティブ取引 同左 ( 3 ) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## ( 有価証券に関する注記 )

## 売買目的有価証券

種類	前期	当期
	[ 令和 4年 1月 7日現在 ]	[ 令和 4年 7月 7日現在 ]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 ( 円 )	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 ( 円 )
親投資信託受益証券	150,013,829	5,405,733
合計	150,013,829	5,405,733

## ( デリバティブ取引に関する注記 )

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## ( 関連当事者との取引に関する注記 )

該当事項はありません。

## ( 1口当たり情報 )

	前期 [ 令和 4年 1月 7日現在 ]	当期 [ 令和 4年 7月 7日現在 ]
1口当たり純資産額	0.7466円	0.7662円
(1万口当たり純資産額)	(7,466円)	(7,662円)

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	アジア・パシフィック・ソブリン・オープン マザーファンド	2,457,152,144	7,101,906,841	
合計		2,457,152,144	7,101,906,841	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。  
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## アジア・パシフィック・ソブリン・オープン マザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

[ 令和 4年 7月 7日現在 ]

資産の部	
流動資産	
預金	163,064,988

[ 令和 4年 7月 7日現在 ]

コール・ローン	17,983,230
国債証券	5,799,530,189
地方債証券	486,138,407
特殊債券	510,308,980
社債券	279,815,792
派生商品評価勘定	2,353,724
未収利息	68,695,633
前払費用	1,504,164
差入委託証拠金	49,600,260
流動資産合計	7,378,995,367
資産合計	7,378,995,367
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	6,998,582
未払解約金	2,300,957
未払利息	32
流動負債合計	9,299,571
負債合計	9,299,571
純資産の部	
元本等	
元本	2,549,804,348
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	4,819,891,448
元本等合計	7,369,695,796
純資産合計	7,369,695,796
負債純資産合計	7,378,995,367

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。 直物為替先渡取引は原則として価格情報会社の提供する価額で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和 4年 7月 7日現在]
1. 期首	令和 4年 1月 8日
期首元本額	2,789,633,473円
期中追加設定元本額	4,393,685円
期中一部解約元本額	244,222,810円
元本の内訳	
アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（毎月決算型）	2,457,152,144円
アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（年2回決算型）	92,652,204円
合計	2,549,804,348円
2. 受益権の総数	2,549,804,348口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 4年 1月 8日 至 令和 4年 7月 7日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、運用の効率化を図るために、債券先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。</p> <p>当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。</p> <p>当ファンドは、運用の効率化を図るために、直物為替先渡取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。</p> <p>また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>

2 金融商品の時価等に関する事項



区分	[ 令和 4年 7月 7日現在 ]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	( 1 ) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ( 2 ) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 ( 3 ) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	[ 令和 4年 7月 7日現在 ]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	346,542,218
地方債証券	36,376,441
特殊債券	53,498,980
社債券	32,062,310
合計	468,479,949

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

## （デリバティブ取引に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

## 債券関連

[ 令和 4年 7月 7日現在 ]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	売建	153,034,850		152,939,312	95,538
	合計	153,034,850		152,939,312	95,538

## （注）時価の算定方法

- 先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

### 通貨関連

[ 令和 4年 7月 7日現在 ]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	343,422,100		343,596,731	174,631
	シンガポールドル	274,990,694		270,448,640	4,542,054
	売建				
	アメリカドル	274,990,694		272,907,139	2,083,555
	中国元	343,422,100		343,984,800	562,700
	合計	1,236,825,588		1,230,937,310	2,846,568

#### （注）時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- （イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- （ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

### 通貨関連（直物為替先渡取引）

[ 令和 4年 7月 7日現在 ]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	直物為替先渡取引				
	買建				
	インドネシアルピア	74,734,000		72,840,172	1,893,828
	合計	74,734,000		72,840,172	1,893,828

#### （注）時価の算定方法

価格情報会社の提供する価額で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

#### （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[ 令和 4年 7月 7日現在 ]
1口当たり純資産額	2.8903円
(1万口当たり純資産額)	(28,903円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
アメリカドル	国債証券	4.8 SOCIA VIETNAM 241119	400,000.00	399,570.66	
	国債証券 小計		400,000.00	399,570.66	
	社債券	5.25 POWER FIN 280810	1,000,000.00	1,004,845.80	
		6.15 POWER FIN 281206	1,000,000.00	1,054,440.28	
	社債券 小計		2,000,000.00	2,059,286.08	
アメリカドル合計			2,400,000.00	2,458,856.74	(334,109,453)
オーストラリアドル	国債証券	0.25 AUST GOVT 241121	1,700,000.00	1,605,265.98	
		2.5 AUST GOVT 300521	1,900,000.00	1,793,281.46	
		3.25 AUST GOVT 390621	1,400,000.00	1,332,160.67	
	国債証券 小計		5,000,000.00	4,730,708.11	
	特殊債券	1.75 QUEENSLAND 310821	1,000,000.00	838,595.37	
		2 NEWSWALES 310320	1,000,000.00	859,912.40	
		2 WEST AUST TREAS 341024	2,000,000.00	1,600,675.88	
特殊債券 小計		4,000,000.00	3,299,183.65		
オーストラリアドル合計			9,000,000.00	8,029,891.76	(740,275,720)
シンガポールドル	国債証券	1.25 SINGAPORGOVT 261101	400,000.00	378,000.00	
		2.25 SINGAPORGOVT 360801	1,000,000.00	915,785.00	
		2.875SINGAPORGOVT 300901	2,000,000.00	2,016,000.00	
		3 SINGAPORGOVT 240901	500,000.00	505,327.50	

		3.375 SINGAPOREGOV 330901	2,200,000.00	2,310,000.00	
シンガポールドル合計			6,100,000.00	6,125,112.50	(592,727,136)
マレーシア リングgit	国債証券	3.885 MALAYSIAGOV 290815	8,000,000.00	7,858,357.44	
		3.899 MALAYSIAGOV 271116	6,000,000.00	5,967,946.86	
		4.392 MALAYSIAGOV 260415	3,000,000.00	3,059,890.50	
		4.642 MALAYSIAGOV 331107	12,000,000.00	12,115,102.80	
		4.736 MALAYSIAGOV 460315	1,000,000.00	985,092.62	
マレーシアリングgit合計			30,000,000.00	29,986,390.22	(920,789,085)
ニュー ジール ランド ドル	国債証券	0.5 NZ GOVT 240515	1,000,000.00	950,762.77	
		1.5 NZ GOVT 310515	2,000,000.00	1,688,210.04	
	国債証券 小計		3,000,000.00	2,638,972.81	(220,776,465)
	地方債証券	3.338 AUCKLAND 260727	3,000,000.00	2,922,661.77	
		3.5 NZ LOCAL GOV 330414	3,100,000.00	2,888,220.46	
	地方債証券 小計		6,100,000.00	5,810,882.23	(486,138,407)
ニュージーランドドル合計			9,100,000.00	8,449,855.04	(706,914,872)
タイバ ーツ	国債証券	1.6 THAILAND 291217	40,000,000.00	37,385,439.60	
		3.775 THAILAND 320625	70,000,000.00	76,660,864.00	
タイバーツ合計			110,000,000.00	114,046,303.60	(428,814,101)
フィリ ピン ペソ	国債証券	3.9 PHILIPPIN(GL) 221126	50,000,000.00	48,518,923.00	
		6.25 PHILIPPI(GL) 360114	190,000,000.00	184,553,982.50	
フィリピンペソ合計			240,000,000.00	233,072,905.50	(568,558,045)
インド ネシ アル ピア	国債証券	6.125 INDONESIA 280515	20,000,000,000.00	19,640,000,000.00	
		6.375 INDONESIA 420415	10,000,000,000.00	9,036,356,000.00	
		6.625 INDONESIA 330515	50,000,000,000.00	47,275,000,000.00	
		7 INDONESIA 270515	20,000,000,000.00	20,580,000,000.00	
インドネシアルピア合計			100,000,000,000.00	96,531,356,000.00	(878,435,339)
韓国ウ ォン	国債証券	1.5 KOREA TREASUR 261210	1,000,000,000.00	925,539,080.00	
		1.5 KOREA TREASUR 301210	3,000,000,000.00	2,583,454,080.00	
		2.625 KOREA TREAS 280610	1,000,000,000.00	960,890,290.00	
韓国ウォン合計			5,000,000,000.00	4,469,883,450.00	(466,208,843)
イン ド ル ピ ー	国債証券	5.79 INDIA GOVT 300511	100,000,000.00	91,213,372.00	
		7.59 INDIA GOVT 290320	100,000,000.00	101,850,000.00	
		8.28 INDIA GOVT 320215	250,000,000.00	265,464,475.00	
			450,000,000.00	458,527,847.00	

インドルピー合計				(793,253,175)	
中国元	国債証券	2.68 CHINA GOVT 300521	20,000,000.00	19,672,052.80	
		3.01 CHINA GOVT 280513	2,000,000.00	2,030,279.60	
	国債証券 小計		22,000,000.00	21,702,332.40	(439,550,359)
	特殊債券	3.18 CHINA DEV 260405	7,000,000.00	7,091,525.00	
		3.35 AGRICUL DEV 260324	1,000,000.00	1,018,540.00	
		3.43 CHINA DEV 270114	1,000,000.00	1,021,047.80	
		3.86 EXPORT-IMPOR 290520	1,000,000.00	1,047,682.10	
	特殊債券 小計		10,000,000.00	10,178,794.90	(206,157,240)
	中国元合計		32,000,000.00	31,881,127.30	(645,707,599)
	合計				7,075,793,368

(注1)通貨の種類ごとの小計/合計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

#### 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率	
アメリカドル	国債証券	1銘柄	16.25%	0.77%
	社債券	2銘柄	83.75%	3.95%
オーストラリアドル	国債証券	3銘柄	58.91%	6.16%
	特殊債券	3銘柄	41.09%	4.30%
シンガポールドル	国債証券	5銘柄	100.00%	8.38%
マレーシアリングット	国債証券	5銘柄	100.00%	13.01%
ニュージーランドドル	国債証券	2銘柄	31.23%	3.12%
	地方債証券	2銘柄	68.77%	6.87%
タイバーツ	国債証券	2銘柄	100.00%	6.06%
フィリピンペソ	国債証券	2銘柄	100.00%	8.04%
インドネシアルピア	国債証券	4銘柄	100.00%	12.41%
韓国ウォン	国債証券	3銘柄	100.00%	6.59%
インドルピー	国債証券	3銘柄	100.00%	11.21%
中国元	国債証券	2銘柄	68.07%	6.21%
	特殊債券	4銘柄	31.93%	2.91%

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

## 2【ファンドの現況】

### 【アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（毎月決算型）】

#### 【純資産額計算書】

令和 4年 7月29日現在

（単位：円）

資産総額	7,062,481,601
負債総額	7,508,400
純資産総額（ - ）	7,054,973,201
発行済口数	9,179,997,909口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.7685
（10,000口当たり）	（7,685）

（参考）

アジア・パシフィック・ソブリン・オープン マザーファンド

#### 純資産額計算書

令和 4年 7月29日現在

（単位：円）

資産総額	7,316,139,654
負債総額	15,279,860
純資産総額（ - ）	7,300,859,794
発行済口数	2,515,682,464口
1口当たり純資産価額（ / ）	2.9021
（10,000口当たり）	（29,021）

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

< 更新後 >

##### (1) 資本金の額等

2022年7月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

##### (2) 委託会社の機構

###### ・ 会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

###### ・ 投資運用の意思決定機構

###### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

###### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

###### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

###### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

###### 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

###### 投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

###### ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

###### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。



## 2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022年7月29日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	899	20,193,882
追加型公社債投資信託	16	1,402,272
単位型株式投資信託	95	483,049
単位型公社債投資信託	52	161,964
合計	1,062	22,241,167

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

## 3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

### (1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

### (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（自令和3年4月1日至令和4年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

### (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
-----------------------	-----------------------

(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	2	56,803,388	2	51,593,362
有価証券		2,001		293,326
前払費用		598,135		645,109
未収入金		31,359		61,092
未収委託者報酬		13,216,357		15,750,264
未収収益	2	662,230	2	783,790
金銭の信託		2,300,000		8,401,300
その他		269,506		295,584
流動資産合計		73,882,978		77,823,830
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	548,902	1	391,042
器具備品	1	1,435,369	1	1,079,023
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,612,705		2,098,499
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,569,171		4,381,293
ソフトウェア仮勘定		1,895,190		1,581,652
無形固定資産合計		5,480,184		5,978,768
投資その他の資産				
投資有価証券		18,616,670		16,803,642
関係会社株式		320,136		159,536
投資不動産	1	814,684	1	810,684
長期差入保証金		538,497		524,244
前払年金費用		258,835		189,708
繰延税金資産		916,962		982,406
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		21,487,417		19,491,852
固定資産合計		29,580,307		27,569,120
資産合計		103,463,286		105,392,950

(単位：千円)

第36期 (令和3年3月31日現在)		第37期 (令和4年3月31日現在)		
(負債の部)				
流動負債				
預り金	533,622		565,222	
未払金				
未払収益分配金	158,856		197,334	
未払償還金	133,877		7,418	
未払手数料	2	5,200,810	2	6,423,139
その他未払金	2	4,412,521	2	4,565,457

未払費用	2	4,755,909	2	4,328,968
未払消費税等		752,617		1,112,923
未払法人税等		873,027		769,692
賞与引当金		933,381		942,287
役員賞与引当金		160,710		149,028
その他		691,143		5,517
流動負債合計		18,606,476		19,066,990
固定負債				
長期未払金		21,600		10,800
退職給付引当金		1,145,514		1,246,300
役員退職慰労引当金		117,938		117,938
時効後支払損引当金		245,426		250,214
固定負債合計		1,530,479		1,625,252
負債合計		20,136,956		20,692,243
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		2,000,131		2,000,131
資本剰余金				
資本準備金		3,572,096		3,572,096
その他資本剰余金		41,160,616		41,160,616
資本剰余金合計		44,732,712		44,732,712
利益剰余金				
利益準備金		342,589		342,589
その他利益剰余金				
別途積立金		6,998,000		6,998,000
繰越利益剰余金		26,951,289		29,000,498
利益剰余金合計		34,291,879		36,341,088
株主資本合計		81,024,723		83,073,932

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,301,606	1,626,775
評価・換算差額等合計	2,301,606	1,626,775
純資産合計	83,326,329	84,700,707
負債純資産合計	103,463,286	105,392,950

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
--	-------------------------------------	-------------------------------------

営業収益				
委託者報酬		67,963,712		79,977,953
投資顧問料		2,443,980		2,711,169
その他営業収益		21,613		13,459
営業収益合計		70,429,306		82,702,582
営業費用				
支払手数料	2	26,689,896	2	31,644,834
広告宣伝費		668,150		720,785
公告費		250		500
調査費				
調査費		2,077,942		2,430,158
委託調査費		12,035,954		14,557,009
事務委託費		798,528		1,450,062
営業雑経費				
通信費		296,490		138,868
印刷費		378,180		379,428
協会費		51,841		49,590
諸会費		16,613		17,729
事務機器関連費		1,977,769		2,172,978
その他営業雑経費		8,391		649
営業費用合計		45,000,009		53,562,596
一般管理費				
給料				
役員報酬		352,879		414,260
給料・手当		6,461,546		6,496,233
賞与引当金繰入		933,381		942,287
役員賞与引当金繰入		160,710		149,028
福利厚生費		1,272,568		1,282,310
交際費		2,721		4,874
旅費交通費		22,768		21,698
租税公課		402,939		430,233
不動産賃借料		666,331		724,961
退職給付費用		481,135		494,615
役員退職慰労引当金繰入		11,763		-
固定資産減価償却費		1,358,911		2,249,287
諸経費		413,538		379,054
一般管理費合計		12,541,193		13,588,846
営業利益		12,888,103		15,551,139

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	170,807	243,133
受取利息	2 2,726	2 7,408
投資有価証券償還益	81,557	1,089,101
収益分配金等時効完成分	275,835	137,485
受取賃貸料	2 65,808	2 65,808

その他		12,504		36,211
営業外収益合計		609,239		1,579,148
営業外費用				
投資有価証券償還損		95,946		3,074
時効後支払損引当金繰入		16,395		16,548
事務過誤費				76,076
賃貸関連費用		13,472		15,780
その他		2,932		7,585
営業外費用合計		128,747		119,066
経常利益		13,368,595		17,011,221
特別利益				
投資有価証券売却益		2,007,655		605,706
特別利益合計		2,007,655		605,706
特別損失				
投資有価証券売却損		51,737		28,188
投資有価証券評価損		26,317		36,558
固定資産除却損	1	536	1	13,094
特別損失合計		78,591		77,840
税引前当期純利益		15,297,659		17,539,087
法人税、住民税及び事業税	2	4,755,427	2	5,366,608
法人税等調整額		19,122		22,446
法人税等合計		4,736,304		5,389,054
当期純利益		10,561,354		12,150,032

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							9,457,670	9,457,670	9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計							1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791

当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

## 第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当期変動額									
剰余金の配当							10,576,511	10,576,511	10,576,511
当期純利益							12,150,032	12,150,032	12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計							1,573,521	1,573,521	1,573,521
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	674,831	674,831	674,831
当期変動額合計	674,831	674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

## [注記事項]

## （重要な会計方針）

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

## (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

## 3. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用し

ております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

## (2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

## 4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 5.引当金の計上基準

### (1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### (2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

### (3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

### (4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

### (5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### (6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

## 6.収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### (1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

### (2)投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

## 7.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

### (1)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

### (2)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る

税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

#### （会計方針の変更）

##### （1）収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は484,886千円減少、繰延税金資産は148,472千円減少、繰越利益剰余金は336,414千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ200,739千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

##### （2）時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

#### （未適用の会計基準等）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）

##### （1）概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号）の令和3年6月17日の改正は、令和元年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

##### （2）適用予定日

令和5年3月期の期首より適用します。

##### （3）当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

#### （貸借対照表関係）

##### 1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
建物	643,920千円	805,250千円
器具備品	1,545,179千円	2,054,366千円



投資不動産 151,833千円 157,995千円

## 2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
預金	40,328,414千円	43,782,913千円
未収収益	14,138千円	13,741千円
未払手数料	772,495千円	836,105千円
その他未払金	3,425,136千円	3,887,520千円
未払費用	349,222千円	337,847千円

### (損益計算書関係)

#### 1. 固定資産除却損の内訳

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
建物	-	2,599千円
器具備品	536千円	10,495千円
計	536千円	13,094千円

#### 2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
支払手数料	5,128,270千円	5,153,589千円
受取利息	143千円	7,377千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,492,898千円	4,062,765千円

### (株主資本等変動計算書関係)

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

#### 2. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

##### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日

効力発生日

令和3年6月29日

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和4年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	6,075,125千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	28,713円
基準日	令和4年3月31日
効力発生日	令和4年6月29日

## (リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
1年内	709,808千円	709,808千円
1年超	709,808千円	414,054千円
合計	1,419,616千円	1,123,863千円

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	2,001	2,001	-
(2) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	-

(3) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	-
資産計	20,887,311	20,887,311	-

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式160,600千円 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	-	-	-
金銭の信託	2,300,000	-	-	-
未収委託者報酬	13,216,357	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

第37期(令和4年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	293,326	293,326	-
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	-
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	-
資産計	25,466,909	25,466,909	-

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

非上場株式（当事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,593,362	-	-	-
金銭の信託	8,401,300	-	-	-
未収委託者報酬	15,750,264	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	-
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	-

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326千円、投資有価証券16,772,282千円）は、次表には含めておりません。

## 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	8,401,300	-	8,401,300
資産計	-	8,401,300	-	8,401,300

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類していません。

（有価証券関係）

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載していません。

## 2. その他有価証券

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,076,354	6,207,447	131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は2,300,000千円、取得原価は2,300,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第37期(令和4年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,273,658	6,561,836	288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	288,177
合計		25,466,909	23,122,176	2,344,732

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がないため、含めておりません。

### 3.売却したその他有価証券

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

### 4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について26,317千円(その他有価証券のその他26,317千円)減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について36,558千円(その他有価証券のその他36,558千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

#### 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度)及び退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

#### 2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,718,736 千円	3,729,235 千円
勤務費用	203,106	198,457
利息費用	19,110	21,549
数理計算上の差異の 発生額	18,826	46,069

退職給付の支払額	192,890	179,650
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,729,235	3,723,521

## (2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
	年金資産の期首残高	2,460,824	千円	2,649,846
期待運用収益	44,130		47,588	
数理計算上の差異の発生額	304,281		1,824	
事業主からの拠出額	-		-	
退職給付の支払額	159,390		115,331	
年金資産の期末残高	2,649,846		2,583,927	

## (3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第36期 (令和3年3月31日現在)		第37期 (令和4年3月31日現在)	
	積立型制度の退職給付債務	2,810,893	千円	2,675,015
年金資産	2,649,846		2,583,927	
	161,046		91,087	
非積立型制度の退職給付債務	918,342		1,048,506	
未積立退職給付債務	1,079,388		1,139,593	
未認識数理計算上の差異	161,333		205,679	
未認識過去勤務費用	354,043		288,681	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678		1,056,591	
退職給付引当金	1,145,514		1,246,300	
前払年金費用	258,835		189,708	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678		1,056,591	

## (4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
	勤務費用	203,106	千円	198,457
利息費用	19,110		21,549	
期待運用収益	44,130		47,588	
数理計算上の差異の費用処理額	41,361		3,547	
過去勤務費用の費用処理額	65,361		65,361	
その他	44,446		109,013	
確定給付制度に係る退職給付費用	329,255		343,245	

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項  
年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
債券	62.7 %	62.0 %
株式	35.4	36.3
その他	1.9	1.7
合計	100	100

#### 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

#### (6)数理計算上の計算基礎に関する事項

##### 主要な数理計算上の計算基礎

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
割引率	0.051 ~ 0.59%	0.078 ~ 0.72%
長期期待運用収益率	1.5 ~ 1.8%	1.5 ~ 1.8%

#### 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度151,880千円、当事業年度151,370千円であります。

#### ( 税効果会計関係 )

##### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	418,394千円	410,082千円
投資有価証券評価損	188,859	65,490
未払事業税	180,263	165,702
賞与引当金	285,801	288,528
役員賞与引当金	25,472	25,799
役員退職慰労引当金	36,112	36,112
退職給付引当金	350,756	381,617
減価償却超過額	68,024	145,316
委託者報酬	209,938	-
長期差入保証金	48,639	52,869
時効後支払損引当金	75,149	76,615
連結納税適用による時価評価	38,873	35,311
その他	87,023	76,257
繰延税金資産 小計	2,013,308	1,759,702
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,013,308	1,759,702
繰延税金負債		
前払年金費用	79,225	58,088
連結納税適用による時価評価	1,203	1,149
その他有価証券評価差額金	1,015,785	717,957
その他	101	101
繰延税金負債 合計	1,096,346	777,296
繰延税金資産の純額	916,962	982,406

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第36期（令和3年3月31日現在）及び第37期（令和4年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## （収益認識関係）

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

## （セグメント情報等）

## [セグメント情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## （1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

## （2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

## [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## （関連当事者情報）

## 1. 関連当事者との取引

## （1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)



親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円

## 第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,153,589 千円	未払手数料	836,105 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	499,388 千円	未払費用	272,264 千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## (2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

## 第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ 銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円

同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券㈱	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円
-------------	--------------------------------	-----------------	---------------	-----	----	---	---------------------------------------	-----------------	-------	-----------------

## 第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ 銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	4,097,951 千円	未払手数料	838,058 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券㈱	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	7,025,984 千円	未払手数料	1,319,958 千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

三菱UFJ信託銀行株式会社(非上場)

## (1株当たり情報)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1株当たり純資産額	393,827.09円	400,322.84円
1株当たり当期純利益金額	49,916.36円	57,424.97円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり純利益金額は658.24円減少しております。

## 3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	10,561,354	12,150,032
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	10,561,354	12,150,032
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581	211,581

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

&lt;更新後&gt;

## (1) 受託会社

名称：三井住友信託銀行株式会社

(再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行)

資本金の額：342,037百万円（2022年3月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

名称	資本金の額 (2022年3月末現在)	事業の内容
株式会社みずほ銀行	1,404,065 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
PayPay銀行株式会社	37,250 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社イオン銀行	51,250 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社みちのく銀行	36,986 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北都銀行	12,500 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社荘内銀行	8,500 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社東邦銀行	23,519 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社千葉興業銀行	62,120 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社きらぼし銀行	43,734 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社第四北越銀行	32,776 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社清水銀行	10,816 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社十六銀行	36,839 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社京都銀行	42,103 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社関西みらい銀行	38,971 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社四国銀行	25,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社福岡銀行	82,329 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社佐賀銀行	16,062 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社十八親和銀行	36,878 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
三井住友信託銀行株式会社	342,037 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社あおぞら銀行	100,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社きらやか銀行	24,200 百万円	銀行業務を営んでいます。

株式会社東和銀行	38,653	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社名古屋銀行	25,090	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社みなと銀行	39,984	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社徳島大正銀行	11,036	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社香川銀行	12,014	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社長崎銀行	7,621	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社熊本銀行	10,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
おかやま信用金庫	1,777	百万円	金融業務を営んでいます。
広島信用金庫	3,617	百万円	金融業務を営んでいます。
アイザワ証券株式会社	3,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
a uカブコム証券株式会社	7,196	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
臼木証券株式会社	100	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
とちぎんT T証券株式会社	1,001	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
株式会社S B I証券	48,323	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
岡三証券株式会社	5,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
おきぎん証券株式会社	850	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
Jトラストグローバル証券株 式会社	3,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
光世証券株式会社	12,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
岩井コスモ証券株式会社	13,500	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
株式会社しん証券さかもと	300	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
静銀ティーマ証券株式会社	3,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
北洋証券株式会社	3,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
スターツ証券株式会社	500	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。

大万証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
むさし証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
中銀証券株式会社	2,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	17,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
とうほう証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
内藤証券株式会社	3,002 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
南都まほろば証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
フィリップ証券株式会社	950 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社証券ジャパン	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
百五証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ひろぎん証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三津井証券株式会社	558 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

おかやま信用金庫および広島信用金庫の資本金の額は「出資金」を記載しております。

### 3【資本関係】

<訂正前>

該当ありません。（2022年1月末現在）

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

<訂正後>

該当ありません。（2022年7月末現在）

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

### 第3【その他】

<訂正前>

- （1）目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、また使用開始日、ファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレスなどを記載することがあります。
- （2）投資信託説明書（交付目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することがあります。
  - ・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
  - ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されていません。
  - ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
  - ・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
  - ・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
  - ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。）
  - ・有価証券届出書の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。
- （3）投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。
- （4）目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。
- （5）投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- （6）目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- （7）目論見書に委託会社のホームページアドレス等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

<訂正後>

- （1）目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、また使用開始日、ファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレス、ファンドの管理番号などを記載することがあります。

- (2) 投資信託説明書(交付目論見書)に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することがあります。
- ・ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
  - ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されていません。
  - ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
  - ・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
  - ・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
  - ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)
  - ・有価証券届出書の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。
- (3) 投資信託説明書(請求目論見書)に信託約款を掲載します。
- (4) 目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。
- (5) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (6) 目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- (7) 目論見書に委託会社のホームページアドレス等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

令和4年9月14日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

## PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・パシフィック・ソブリン・オープン（毎月決算型）の令和4年1月8日から令和4年7月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（毎月決算型）の令和4年7月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。



### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対し除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

# 独立監査人の監査報告書

令和4年6月10日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社  
員 業務執 公認会計士 青 木 裕 晃  
行社員

指定有限責任社  
員 業務執 公認会計士 伊 藤 鉄 也  
行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。